

○所沢市水道事業給水条例施行規程

平成元年4月1日水道訓令第5号

改正

平成6年3月4日水道訓令第3号
平成7年3月8日水道訓令第2号
平成9年10月1日水道訓令第5号
平成10年3月30日水道訓令第4号
平成11年3月15日水道訓令第3号
平成12年4月1日水道訓令第8号
平成12年7月1日水道訓令第9号
平成13年3月1日水道訓令第1号
平成13年11月30日水道訓令第16号
平成14年4月1日水道訓令第7号
平成14年10月1日水道訓令第11号
平成15年1月31日水道訓令第1号
平成16年2月2日水道訓令第2号
平成16年3月29日水道訓令第5号
平成17年4月1日水道訓令第5号
平成20年2月1日水道訓令第1号
平成20年3月31日水道訓令第11号
平成22年3月31日水道訓令第6号
平成25年1月15日水道訓令第1号
平成25年4月1日上下水道訓令第12号
令和元年9月13日上下水道訓令第1号
令和元年9月27日上下水道訓令第2号
令和2年3月31日上下水道訓令第4号

所沢市水道事業給水条例施行規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 給水装置の構造及び材質（第3条—第10条）

第3章 給水装置の工事及び費用（第11条—第22条）

第4章 簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等（第22条の2）

第5章 給水（第23条—第31条）

第6章 料金及び手数料（第32条—第45条）

第7章 雑則（第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、所沢市水道事業給水条例（昭和36年告示第76号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 削除

第2章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構成及び付属用具）

第3条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓をもって構成するものとする。

2 給水装置には、止水栓筐（きょう）、市の水道メーター（以下「メーター」という。）、メーターボックスその他付属用具を備えなければならない。

（給水装置の構造及び材質）

第4条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。

第5条及び第6条 削除

（給水管理設の深さ）

第7条 給水管（配水管への取付口からメーターまでの間に限る。以下同じ。）は、公道内の車道部分においては120センチメートル以上、公道内の歩道部分においては90センチメートル以上、私道内においては75センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定める浅層埋設の基準により埋設する給水管は、公道内においても75センチメートル以上の深さで埋設することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、その交通量が多く給水装置に防護上の必要が認められ

る給水管は、宅地内を除き第1項に規定する公道内の埋設に準じて埋設しなければならない。

第8条及び第9条 削除

(給水管防護の措置)

第10条 開渠(きょ)を横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとする。ただし、その他の方法により給水管防護の措置を講じるときは、この限りでない。

第3章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第11条 条例第5条に規定する給水装置の新設、改造、修繕又は撤去(以下「給水装置の工事」という。)の申込みをしようとする者(以下「工事申込者」という。)は、給水装置工事申込書(様式第1号)に条例第28条第1項第2号及び第3号に規定する手数料を添えて申し込むものとする。ただし、緊急を要する修繕の申込みについては、管理者が別に定めるものとする。

(工事の完成)

第12条 工事申込者は、その工事が完成したときは、直ちに給水装置工事完成届(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者は、必要があると認めるときは、完成図の添付を求めることができる。

(受水槽の設置等)

第13条 一時に多量の水を使用する箇所その他必要がある箇所には、管理者が定める基準に従い、受水槽を設置しなければならない。

第14条 削除

(受水槽以下の給水施設の設計図等の提出)

第15条 管理者は、受水槽の設置者に対し、受水槽以下の給水施設(給水を目的として設置された受水槽から末端の給水用具までの給水施設をいう。以下同じ。)の設計図その他必要な書類の提出を求めることができる。

(工事申込みの取消し)

第16条 工事申込者がその工事を取り消そうとするときは、直ちに工事申込取消届出書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

(工事の拒否)

第17条 管理者は、配水管の布設していない箇所においては給水装置の新設の申込みを

拒むことができる。ただし、工事申込者が管理者の指定する配水管の布設に係る費用を負担することにより、管理者又は工事申込者が配水管を布設した場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合において、工事申込者の承認を得たときは、当該配水管の所有権を市に帰属させることができる。

(給水装置の支分引用)

第18条 給水装置の支分引用(他人の所有する給水装置から分岐して給水装置を設置することをいう。以下同じ。)をしようとする者は、その所有者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により支分引用を承諾した所有者は、当該給水装置の改造又は撤去をしようとするときは、あらかじめ当該給水装置の支分引用をする者に通知しなければならない。ただし、当該給水装置の改造又は撤去についてあらかじめその者の承諾を得ている場合は、この限りでない。

第19条 削除

第20条 削除

(工事費の分納等)

第21条 条例第9条の2の規定により工事費の概算額の分納の承認を得ようとする者(以下「分納申請者」という。)は、給水工事費分納申請書(様式第4号)に、市内に居住する土地又は家屋の所有者で毎月一定の収入のある保証人と連署し、分納申請者の給与証明その他の収入を証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、工事費の分納については、工事費の概算額の2分の1の額を予納させ、残額について分納を認めるものとする。
- 3 管理者は、前項の分納の額及び期間を定めるものとし、分納申請者は、当該定めに基づき、給水工事費分納証書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。
- 4 当該工事は、工事費の概算額の2分の1の額が予納された後に着手する。

(工事の保証期間)

第22条 管理者が施行した給水装置工事について、完成後3箇月以内にその給水装置の故障が当該工事の瑕疵(かし)により発生したときは、市の費用をもってこれを補修する。

第4章 簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第22条の2 条例第10条の3第2項の管理は、次に定めるとおり行うものとする。

- (1) 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
 - (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されることを防止するために必要な措置を講ずること。
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- 2 条例第10条の3第2項の管理の状況に関する検査は、毎年1回以上定期に行う給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関するもの並びに残留塩素の有無に関するものとする。

第5章 給水

(給水契約の申込み)

第23条 条例第12条の規定により給水契約の申込みをしようとする者は、所沢市水道使用開始届・口座振替(自動払込)依頼書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が認めるときは、口頭、電話その他の方法により、申込みをすることができる。

(代理人の選定届等)

第24条 条例第13条の規定により代理人を置いたとき、又は条例第17条第2項の規定により同項第3号に規定する代理人に係る変更があったときは、代理人選定(変更)届(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

(総代人の選定届等)

第25条 条例第14条の規定により総代人を選定したとき、又は条例第17条第2項の規定により同項第3号に規定する総代人に変更があったときは、総代人選定(変更)届(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。

(メーターの設置)

第25条の2 条例第15条第2項の規定により給水装置に設置するメーターは、一の建築物(管理者が定める建築物以外のものを含む。以下この条において同じ。)につき1個とする。この場合において、同一使用者が同一敷地内に設置した複数の建築物については、一の建築物とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、一の建築物に2個以上のメーターを設置することができる。

- (1) 当該建築物が機能的に独立した2戸以上の住居、店舗、事務所等に区分されていて、各戸の水道使用者が異なるとき。
- (2) 当該建築物が住居部分と非居住部分又は複数の非居住部分に区分され、各部分の使用水量をそれぞれ計量する必要があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が給水上又は建築物の構造上特に必要があると認めたとき。

(メーターの位置)

第26条 条例第15条第2項の管理者の定めるメーターの位置は、原則として次に定める位置とする。

- (1) 道路境界線に最も近い敷地部分
- (2) 点検及び交換作業を容易にできる場所
- (3) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (4) 水平に設けることができる場所

2 前条第2項の規定により一の建築物に2個以上のメーターを設置するときは、前項第1号の規定は適用しない。

(メーターの管理等)

第27条 条例第16条に規定する水道使用者等(以下「水道使用者等」という。)は、メーターの設置場所を常に清潔にして、点検その他の作業に支障となる物件を堆積し、又は工作物等を設けてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、水道使用者等に原状に回復させるものとする。ただし、水道使用者等が履行しないときは、管理者が施行しその費用を水道使用者等から徴収することができる。

3 管理者が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

(メーターの端数計算)

第28条 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを次回に繰り越して計算する。ただし、メーターを取り付け、又は取り外した月は、この限りでない。

(所有者変更届)

第28条の2 条例第17条第2項の規定により同項第2号に規定する給水装置の所有者に変更があったときは、所有者変更届(様式第9号)を管理者に提出しなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第29条 条例第20条第1項の規定により検査の請求をしようとする水道使用者等は、あらかじめ書面により管理者に請求するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、電話又は口頭により請求することができる。

2 前項の検査は、請求者立会いの下にこれを行うものとする。

(各戸メーターの設置等)

第29条の2 管理者は、給水量を計量するため必要があると認めるときは、受水槽以下の給水施設に管理者の定める水道メーター(以下「各戸メーター」という。)を設置することができる。

2 各戸メーターの設置については第25条の2第2項(第3号を除く。)の規定を、各戸メーターの位置については第26条第2項の規定を、各戸メーターの端数計算については第28条の規定をそれぞれ準用する。

3 各戸メーターは、市が貸与するものとする。ただし、当該施設の所有者又は使用者(以下「所有者等」という。)の申請により管理者が認めたときは、この限りでない。

4 各戸メーター及びこれに付属する装置の取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

(受水槽以下の給水施設の調査)

第30条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、受水槽以下の給水施設について調査し、所有者等に対し、必要な措置を指示することができる。

(標識の掲示)

第31条 給水を受ける建築物には、管理者が交付した標識(様式第10号)を掲げるものとする。

第6章 料金及び手数料

(使用中止の届出がないときの水道料金)

第32条 条例第22条の基本料金は、条例第17条第1項の規定により同項第1号に規定する使用中止の届出がないときは、水道を使用しない場合でも、徴収するものとする。

(定例日の設定及び変更)

第33条 条例第23条第1項の定例日は、点検戸数分散度、点検能力等を考慮し定める。定例日の変更についても同様とする。

2 日曜日、休日(所沢市の休日を定める条例(平成元年条例第39号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。)、雨天等のため既定の定例日に点検することができないときは、定例日を変更することができる。

(使用水量の端数計算)

第34条 条例第23条第2項の規定により各月均等とみなした場合の各月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、定例日の属する月分の端数は切り捨て、その前月分の端数は1立方メートルあったものとみなす。

(使用水量の認定)

第35条 条例第24条第1号及び第3号に該当する場合における使用水量は、前6箇月又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難しいときは見積量により認定するものとする。

(資料提出の請求)

第36条 条例第24条の使用水量及び用途の認定に当たり管理者が必要と認めるときは、水道使用者等に資料の提出を求めることができる。

(概算料金の算定)

第37条 条例第26条第1項の概算料金は、使用目的、規模、使用期間その他の事情を考慮して使用水量を推定し、算定する。

(共有又は共用給水装置の工事費又は料金等の納入)

第38条 共有給水装置又は共用給水装置の工事費、料金又は手数料は、1回ごとに1通の納入通知書を総代人に発付してこれを納付させる。

(料金の納入期限)

第39条 条例第27条の規定により徴収する料金の納入期限は、次のとおりとする。

- (1) 納入通知書により納入するとき 納入通知書に記載した納入期限
- (2) 口座振替により納入するとき 定例日の属する月の翌月7日(公金取扱金融機

関の休業日であるときは、その翌営業日)まで

(料金納付後の措置)

第40条 料金を納付した後その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、管理者が必要と認めるときは、次の月以後の料金において精算する。

(条例第28条の2第1項の規定による給水の申込み)

第41条 条例第28条の2第1項の規定による給水の申込み(以下「申込み」という。)をしようとする者(以下「申込者」という。)は、給水申込書(様式第11号)に管理者が別に定める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(浄水場等建設費)

第42条 条例第28条の2第2項に規定する工事負担金(以下「負担金」という。)のうち、浄水場及びこれに付随する施設の建設に要する費用(計画的な浄水施設、導水施設、配水施設、送水施設等の建設に要する費用又は要した費用をいう。以下「浄水場等建設費」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に、申込者に負担させるものとする。

(1) 住宅団地又は宅地の造成をする場合であって、その面積が500平方メートル以上のとき。

(2) 次のいずれかに該当する中高層建築物(3階以上の建築物をいう。)の建築(新築、増築又は改築をいう。以下同じ。)をする場合

ア 戸数(増築又は改築の場合にあつては、増加する戸数)が5戸以上のもの

イ 官公署、事業所等の用途に係る床面積(増築又は改築の場合にあつては、増加する床面積)が250平方メートル以上のもの

(3) 管理者が別に定める多量の水を必要とする施設(多量の水を必要とする建築物、設備、建築物を伴わない施設等をいう。)の建築等をする場合

(4) 同一の給水の申込者が、給水装置工事完成日(条例第7条第2項に規定する管理者の工事検査を受け、給水装置工事の完成が確認された日をいう。)から1年を経過せずに、管理者が別に定める造成等を行う場合

(5) 前各号に規定するもののほか、管理者が別に定める場合

2 浄水場等建設費は、管理者が別に定める計画1日最大給水量(管理者が別に定める業種別算定基準表に基づき、人員又は有効床面積等に1人又は1平方メートル当たりの1日最大使用水量を乗じて算出した水量をいう。)1立方メートル当たりの額を基

準として算定する。

(配水管等設置費)

第43条 負担金のうち、配水管等及びこれらに付随する施設の設置に要する費用（計画的な配水管、消火栓、仕切弁、空気弁等の設置又は改良に要する費用又は要した費用をいう。以下「配水管等設置費」という。）は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、申込者の負担において管理者が配水管等の設置等を行うときに、当該申込者に負担させるものとする。

2 配水管等設置費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 諸経費
- (4) 間接費

3 前項各号に規定する費用は、次の各号により算出するものとする。

- (1) 材料費及び労務費 管理者が別に定める設計単価表及び歩掛表により算出した額
- (2) 諸経費 材料費及び労務費の合計額に管理者が別に定める諸経費率を乗じて得た額
- (3) 間接費 材料費、労務費及び諸経費の合計額に100分の10以内で管理者が別に定める率を乗じて得た額
(承諾の通知等)

第44条 管理者は、前2条の規定に該当する申込者から申込みを受けた場合において、水道事業の運営に支障がないと認めるときは、給水承諾書（様式第12号）に負担金の額を記載し、当該申込者に通知するものとする。

2 前項の負担金の額は、前2条の規定により算定するものとする。

3 申込者は、前項の通知を受けたときは、管理者の指定する日までに前項の負担金の全額を納入しなければならない。ただし、管理者が必要と認めるときは、分納することができる。

4 申込者が前項の負担金を管理者の指定する日までに納入しないときは、当該申込みを取り消したものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 申込者が当該申込みを工事に着手する前に取り消した場合において、管理者が必要があると認めたときは、納入した負担金を精算するものとする。

(料金等の減免)

第45条 条例第29条の特別の理由があると認めたときとは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 災害その他の理由により料金等の納付が困難であると認めたとき。
- (2) 維持管理上の理由による配水管又は給水管の移設又は更新工事のため、その手数料等を減免する必要があると認めたとき。
- (3) その他管理者が特に必要と認めたとき。

第7章 雑則

(立入検査の身分証明書)

第46条 給水装置の検査に従事する職員の身分証明書の様式は、立入検査証(様式第13号)とする。

(その他)

第47条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年3月4日水道訓令第3号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月8日水道訓令第2号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年10月1日水道訓令第5号)

この訓令は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日水道訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

(所沢市指定水道工事店規程等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 所沢市指定水道工事店規程(昭和37年告示第100号。以下「旧規程」という。)
- (2) 所沢市指定水道工事店規程施行細則(昭和37年告示第107号)

(旧規程による給水装置責任技術者に関する経過措置)

3 この訓令の施行の際現に旧規程に基づく給水装置責任技術者の資格を有する者(以下「責任技術者」という。)に関する旧規程の規定は、この訓令の施行後も平成11年3月31日(以下「切替日」という。)までの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、旧規程第13条の規定する責任技術者の資格の有効期間が切替日前に満了するものは、旧規程第13条の規定にかかわらず、当該有効期間は切替日をもつて満了するものとみなす。

附 則 (平成11年3月15日水道訓令第3号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日水道訓令第8号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月1日水道訓令第9号)

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月1日水道訓令第1号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年11月30日水道訓令第16号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の所沢市水道事業給水条例施行規程の規定は、この訓令施行の日以後の給水の申込みから適用し、同日前の給水の申込みについては、なお従前の例による。

附 則 (平成14年4月1日水道訓令第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

附 則 (平成14年10月1日水道訓令第11号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に改正前の各訓令の規定に基づき作成された用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成15年1月31日水道訓令第1号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成15年1月31日から施行する。

附 則 (平成16年2月2日水道訓令第2号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日水道訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際現に改正前の規程第26条の規定により所有者等に設置させた水道メーターについては、改正後の規定第27条の2ただし書の規定により設置させた水道メーターとみなす。

附 則 (平成17年4月1日水道訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現にこの訓令による改正前の所沢市水道事業給水条例施行規程の規定に基づき使用されている様式は、改正後の所沢市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、平成17年5月31日までの間これを使用することができる。

附 則 (平成20年2月1日水道訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の所沢市水道事業給水条例施行規程の規定は、この訓令施行の日以後の給水の申込みから適用し、同日前の給水の申込みについては、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日水道訓令第11号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日水道訓令第6号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月15日水道訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の所沢市水道事業給水条例施行規程の規定は、この訓令の施行の日以後の給水の申込みから適用し、同日前の給水の申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日上下水道訓令第12号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（所沢市水道事業給水条例施行規程の一部改正に伴う経過措置）

3 この訓令の施行の際、現に第23条の規定による改正前の所沢市水道事業給水条例施行規程の規定に基づき作成された用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和元年9月13日上下水道訓令第1号）

この訓令は、令和元年9月14日から施行する。

附 則（令和元年9月27日上下水道訓令第2号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日上下水道訓令第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の所沢市水道事業給水条例施行規程（以下「改正前の訓令」という。）の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓令による改正後の所沢市水道事業給水条例施行規程（以下「改正後の訓令」という。）の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 改正後の第25条の2の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給水装置を設置する建築物（管理者が認める建築物以外のものを含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に給水装置を設置した建築物について

は、なお従前の例による。

4 改正後の第28条の2の規定は、施行日以後の届出について適用し、施行日前の届出については、なお従前の例による。

5 この訓令の施行の際、現に給水装置の検査の用に供している身分証明書は、改正後の訓令第46条の規定により作成された身分証明書とみなす。

6 この訓令の施行の際、現にある改正前の訓令の規定に基づき作成された用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

受	年 月 日
付	第 号

給水装置工事申込書

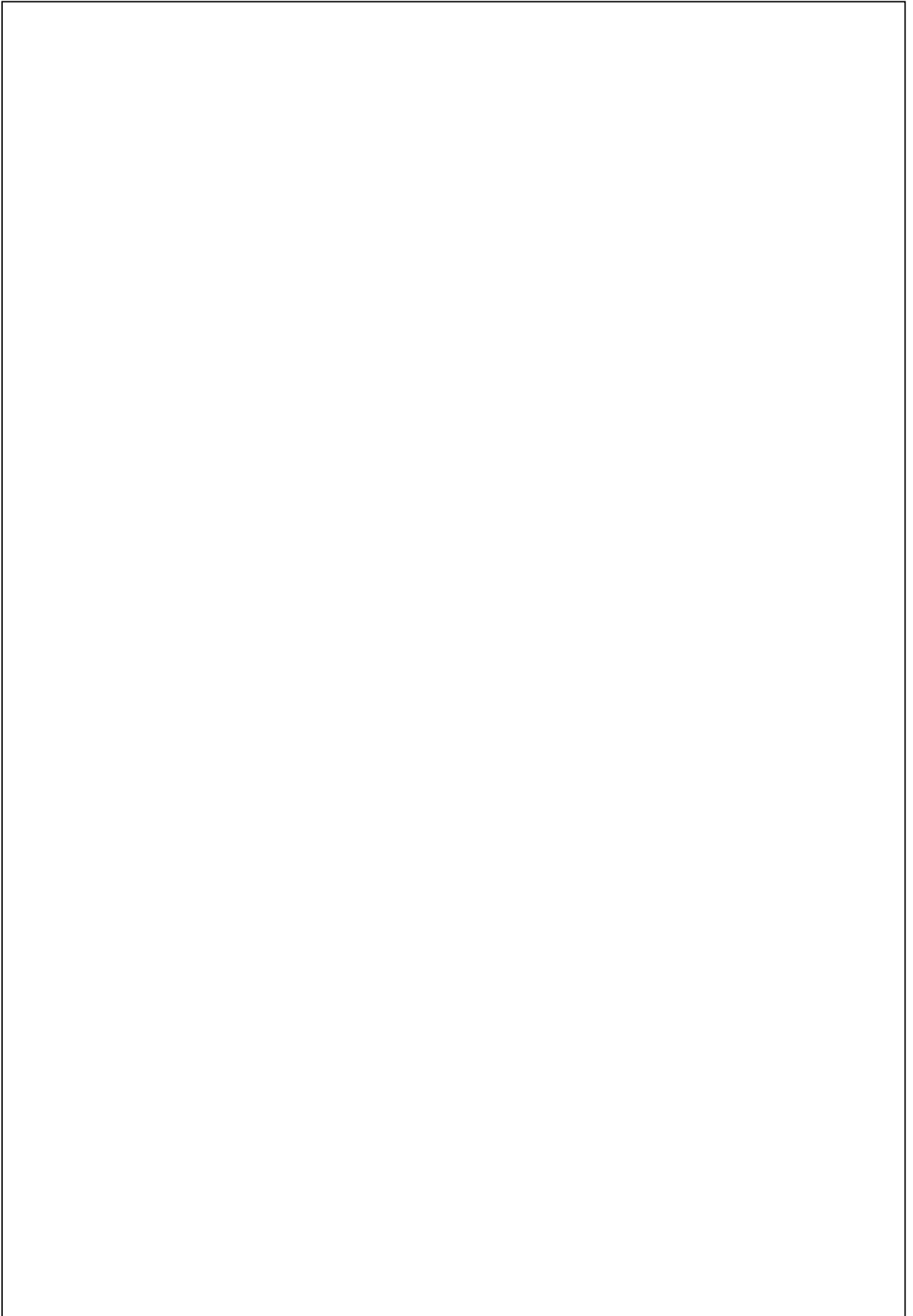
年 月 日

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

給 水 番 号	メーター口径		数量
	既設	新設	
	mm	mm	
	mm	mm	
	mm	mm	
	mm	mm	
	mm	mm	
補 助 管	配水管(75 mm以上) ・ 給水管(寄付採納有) ・ 給水管(寄付採納無)		口径 mm 公道・私道
工事種類	新設 ・ 改造 ・ 撤去	給水方式	直結 ・ 直結直圧(3F 以上) ・ 直結増圧 ・ 受水槽
用 途	一般 ・ 公衆浴場 ・ 臨時	加 入 金	臨時切替 ・ 口径変更 ・ 収用移転 ・ 井水切替 ・ 加入金免除
建築用途	住宅 ・ 店舗 ・ 事務所 ・ その他	戸別検針	戸 階数 地上 階 地下 階
給水装置	住居表示	所沢市	
所 在 地	地 番	所沢市	
<p>1 所沢市水道事業給水条例第 5 条及び所沢市水道事業給水条例施行規程第 1 1 条の規定により上記のとおり給水装置工事を申し込みます。なお、本申込みに当たり、次の事項を誓約します。</p> <p>(1) 水道に関する関係法令、所沢市水道事業給水条例等を遵守すること。</p> <p>(2) 利害関係人又は第三者から異議の申立てがあっても、全て工事申込者の責任において解決すること。</p> <p>(3) 設置した給水装置を使用する見込みがなくなったときは、自己の負担により撤去すること。</p> <p>2 本申込みに伴う水道利用加入金については、所沢市水道事業給水条例第 5 条の 2 の規定に基づくこと、設計審査手数料及び工事検査手数料については同条例第 2 8 条に基づくことにそれぞれ合意します。</p> <p>3 本申込みに当たり、申込手続及び施行に関する事項を下記の指定給水装置工事事業者に委任します。</p> <p style="text-align: center;">住所又は所在地 (フリガナ) 工 事 申 込 者 (給水装置所有者) 氏名又は名称 (代表者氏名) 電 話 番 号</p>			
指定給水装置工事事業者	指 定 番 号 第 号	備 考	
	住所又は所在地 氏名又は名称 (代表者氏名) 電 話 番 号		
	給水装置工事主任技術者		

(裏)

給水装置工事設計図 (平面図)



給水装置工事完成届

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

受付 番号		給水 番号	給水装置 所在地	住居表示	所沢市	工事申込者名		完成日	年 月 日
				地 番	所沢市				

給水装置工事完成図【平面図・立面図・系統図を記入】

備 考

.....
.....
.....

工事申込者

印

指定給水装置工事事業者名

様式第3号

工事申込取消届出書

年 月 日

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

住所又は所在地
工事申込者
(届出者) 氏名又は名称
(代表者氏名)

印

住所又は所在地
指定給水装置工事事業者
氏名又は名称
(代表者氏名)

下記給水装置工事を都合により取り消したいので、所沢市水道事業給水条例施行
規程第16条の規定により届け出ます。

記

申 込 日	年 月 日 第 号
給水装置所在地	所沢市
給 水 番 号	
用 途	
工事取消事由	

様式第 4 号

給 水 工 事 費 分 納 申 請 書

年 月 日

(宛先)所沢市上下水道事業管理者

分納申請者	住所又は所在地 氏名又は名称 (代表者氏名)	⑩
保証人	住所又は所在地 氏名又は名称 (代表者氏名)	⑩

下記のとおり工事費の分納を受けたいので、所沢市水道事業給水条例第 9 条の 2 及び所沢市水道事業給水条例施行規程第 2 1 条第 1 項の規定により、申請します。

給水装置所在地	所沢市
工事概算額	
工事予納額	
分納回数	
分納額	
分納理由	

様式第5号

給 水 工 事 費 分 納 証 書



年 月 日

(宛先)所沢市上下水道事業管理者

分納申請者

住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者氏名)

㊞

保証人

住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者氏名)

㊞

別紙のとおり承認を受けた給水装置の所有権移転の時期は、工事費を完納した時とし、完納まで間の管理は分納申請者が責任をもって行います。

給水装置所在地	所沢市
工事概算額	
工事予納額	
分納回数	
分納額	

所沢市水道使用開始届・口座振替(自動払込)依頼書

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

申込日 年 月 日

所沢市水道事業給水条例を給水契約の内容とすることに合意し、同条例第12条の規定により以下のとおり届け出ます。

○ 使用場所

給水番号		ご使用開始年月日	年 月 日 (開始連絡済みの方は記入不要です)
水道のご使用場所 (住所)	所沢市		
方書 建物名	アパート名 ビル名 マンション名等	号棟	号室
フリガナ			
お客様名	☎		
納入通知書 (振替済通知書) 送付先	住所	(上記の住所と同じ場合は記入不要です) 〒	
	氏名	☎	

水道料金等の納入について、以下のとおり口座振替(自動払込)を依頼します。

○ 水道料金等口座振替依頼書(ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合)

金融機関名				取扱店名				
銀行・信用金庫 労働金庫・農協				本店 支店				
指定の口座	金融機関コード		支店コード		預金種別		口座番号	
					1. 普通 2. 当座			
フリガナ							お届け印	
預金者氏名							⑩	

○ 水道料金等自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行の場合)

(☎ 加)

種目コード		契約種別コード		通帳記号				通帳番号(右詰め)				
1	6	6	2	2	1		0	の				
住所 (預金契約者住所)		〒										
フリガナ										お届け印		
氏名 (預金契約者名)										⑩		
払込先口座番号		00100-7-960780				払込先加入者名		所沢市上下水道事業管理者				
払込開始予定年月		年 月		払込日		7日(休日の場合は翌営業日)						

様式第7号

代理人選定(変更)届

年 月 日

(宛先)所沢市上下水道事業管理者

届出者
(給水装置所有者)

住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者氏名)

㊞

次のとおり給水装置の所有者の代理人を選定(変更)したので、所沢市水道事業給水条例第13条(第17条第2項)及び所沢市水道事業給水条例施行規程第24条の規定により届け出ます。

給水装置所在地	所沢市	
給水番号		
代理人	住所又は所在地	所沢市
	(フリガナ)	
	氏名又は名称 (代表者氏名)	㊞
	電話番号	
選定(変更)年月日		

様式第 8 号

総代人選定（変更）届

年 月 日

(宛先)所沢市上下水道事業管理者

届 出 者 住所又は所在地
(給水装置所有者) 氏名又は名称
(代表者氏名)

㊞

次のとおり給水装置の総代人を選定(変更)したので、所沢市水道事業給水条例第 1 4 条(第 1 7 条第 2 項)及び所沢市水道事業給水条例施行規程第 2 5 条の規定により届け出ます。

給水装置所在地	所沢市	
給水番号		
総代人	住所又は所在地	
	(フリガナ)	
	氏名又は名称 (代表者氏名)	㊞
	電話番号	
選定(変更)年月日		

給水装置所有者変更届出書

年	月	日
---	---	---

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

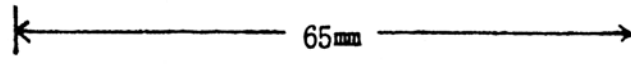
<p>下記のとおり給水装置の所有者に変更があったので、所沢市水道事業給水条例第17条第2項及び所沢市水道事業給水条例施行規程第28条の2の規定により届け出ます。 なお、届出に当たり、次の事項を誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給水装置の維持管理に当たり、所沢市水道事業給水条例を遵守すること。 2. 本届出書に係る権利関係について、旧所有者又は第三者から異議の申立てがあっても、全て新所有者の責任において解決すること。 3. 新所有者以外の者が届出をする場合は、新所有者が届出者を代理人として給水装置所有者変更に関する権限を委任したものとし、記載内容の一切の責任を新所有者が負うこと。 	
新所有者 住所又は所在地 (フリガナ) _____ 氏名又は名称 ㊟ (代表者氏名) _____ 電話番号 _____	
給水番号	
給水装置所在地	所沢市
旧所有者	住所又は所在地 _____
	氏名又は名称 ㊟ (代表者氏名)
変更事由	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
届出者 (代理人)	住所又は所在地 _____
	氏名又は名称 _____
	電話番号 _____

(届出する際のご注意)

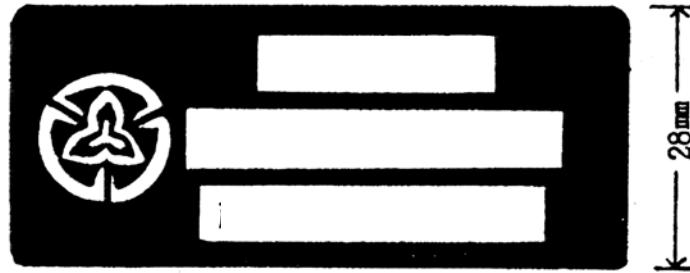
旧所有者が所在不明その他の理由によりその者の押印が得られないときは、これに代えて新所有者が所有権を取得したことを確認できる書類を提出してください。

様式第10号

標 識



65mm



28mm

専用栓は青色

給 水 申 込 書

年 月 日

(宛先)所沢市上下水道事業管理者

住所又は所在地
 申込者 氏名又は名称 (代表者氏名) ⑩

所沢市水道事業給水条例第 2 8 条の 2 第 1 項及び所沢市水道事業給水条例施行規程第 4 1 条の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

給 水 場 所	所沢市					
給 水 申 込 水 量	1日 立方メートル					
使 用 開 始 予 定 年 月	年 月					
建 築 確 認 ・ 宅 造 許 可 番 号	第 号 年 月 日					
計 画 内 容	種 別	戸数又は床面積	使用人数	階 数	備 考	
	一 般 住 宅	(戸・m ²)	(人)			
	共 同 住 宅	フ ァ ミ リ ー				
		ワ ン ル ー ム				
		管 理 人 室				
		集 会 室				
	食 品 店 舗					
	食 品 以 外 の 店 舗					
	会 社 事 務 所					
	工 場					
そ の 他						

私は、上記の申込みに関する事項を次の者に委任します。

住所又は所在地
 指定給水装置工事事業者 氏名又は名称 (代表者氏名) ⑩

様式第12号

給 水 承 諾 書

年 月 日

様

所沢市上下水道事業管理者



年 月 日付けの給水の申込みは、所沢市水道事業給水条例第28条の2第1項の規定に該当しますので、工事負担金 円を納入通知書の納期限までに納入することを条件として承諾します。

- | | | |
|-------------|---------|--------|
| 1 給 水 場 所 | | |
| 2 計画1日最大給水量 | 1日 | 立方メートル |
| 3 給水開始予定年月 | | 年 月 |
| 4 工 事 負 担 金 | 浄水場等建設費 | 円 |
| | 配水管等設置費 | 円 |
| | 消費税相当額 | 円 |
| | 合 計 | 円 |
| 5 特 記 事 項 | | |